

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年6月28日(月曜日)
午後1時00分～午後1時08分
- 2 場 所 委員会室(議場)
- 3 出席委員 高木法生 委員長 村田弘司 副委員長
荒山光広 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 猶野智和 委員
坪井康男 委員 杉山武志 委員
藤井敏通 委員 岡村隆 委員
田原義寛 委員 山下安憲 委員
石井和幸 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 藤澤和昭 総務企画部長
志賀雅彦 市民福祉部長 井上辰巳 市民福祉部次長
佐々木 昭二 行政経営課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時00分開会

○委員長（高木法生君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） 議案第51号令和3年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について、まず、歳出について御説明申し上げます。

議案書の10、11ページを御覧ください。

3款民生費・1項社会福祉費・1目社会福祉総務費、説明欄017新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業におきまして433万9,000円を追加しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、これまで、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金、総合支援資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところでございますが、影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付まで借り終わるなどして特例貸付を利用できないという世帯が存在いたします。

この事業は、こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へとつなげるために自立支援金を給付するものです。

予算の内訳ですが、消耗品費はコピー用紙、ファイル等の代金として5,000円、通信運搬費は郵券代として8,000円、手数料は振込手数料として6,000円を計上しております。

次に、自立支援金ですが、単身世帯は月額6万円、2人世帯は月額8万円、3人以上の世帯は月額10万円を3か月間給付するもので、単身世帯を3世帯、2人世帯を2世帯、3人以上世帯を11世帯、合計16世帯と見込んで、総額432万円を計上しております。

なお、財源につきましては、全額民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を充当いたします。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

令和3年度美祢市一般会計補正予算（第3号）におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,576万2,000円とするものです。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

この申請の期日はいつまででしょうか。それと、さきの6月までの小口融資の特例貸付がありましたが、それとの関係についてもお尋ねします。

○委員長（高木法生君） 井上市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

まず1点目、申請の期日はというお尋ねでございました。

申請につきましては、7月1日から8月末までの2か月間となっております。

次に、緊急小口融資との関係でございます。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口資金等の特例貸付制度でございしますが、県の社会福祉協議会が実施しておられる事業で、まず、緊急小口資金につきましては、主に休業された方で一時的な資金が必要な方について、上限20万円を貸し付けるものでございます。

それから、総合支援資金、これは主に失業された方で、生活再建が必要な方、上限ひと月20万円の3か月分、60万円が貸付けを受けることができます。3か月間で終了の予定でしたが、これがもう3か月延長されておまして、都合6か月間に延長されております。その後、さらに再貸付といたしまして、3か月間、再貸付を受けられるということで、合計で9か月間、借入れができることとなっております。

ですから、今回の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を受けられる方は、この9か月間の借入れが——全て借入れをされて、次に借りることができない方を対象にしております。

ですから、まだ借入れをされておられない方については、今までどおり緊急小口資金なり総合支援資金の貸付けが受けられることとなっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後1時08閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月28日

予算決算委員長